

「大館市民文化会館」ネーミングライツ・パートナー候補者選定基準

ネーミングライツ・パートナー候補者の選定に際し、申込書類に基づき、大館市教育委員会ネーミングライツ審査委員会が、以下の基準により審査及び総合評価を行います。

1 審査方法

(1) 応募資格等審査

申込書類を受理された者が「大館市民文化会館」ネーミングライツ・パートナー継続募集実施要項「4. 資格」を満たしていること及び提案された別称案が募集要項5の(1)の「命名権の内容」を満たしていることを確認します。

応募資格等を満たしていないと判断された場合は、失格となります。

(2) 総合評価

審査委員会の各委員は、「(1) 応募資格等審査」の審査の結果、応募資格等を満たしていると判断された応募者を対象として総合評価を行い、2に掲げる審査項目に基づき点数化します。

各審査委員の点数を合算し、配点合計の6割以上の得点となった応募者を候補者として選定します。

2 審査項目、審査基準及び配点

審査項目	審査基準	配点
応募企業	・応募資格は適正か ・応募企業の経営は健全か ・施設と応募企業の理念、事業がマッチしているか	20
	・地域社会への貢献度はどうか	10
応募の趣旨	・ネーミングライツの目的に沿っているか	20
ネーム	・市民や県民に親しみやすく、呼びやすいものか	20
	・施設の管理運営に支障は生じないか	10
	・施設を利用する競技団体等の活動に支障は生じないか	10
応募金額	・応募金額は妥当か	20
合計		100

3 評価基準

(1) 配点（応募金額を除く）

評価	評価基準	算出方法
A	特に優れている	配点×1.00
B	優れている	配点×0.80
C	標準的である	配点×0.60
D	やや劣る	配点×0.40
E	劣る	配点×0.20

(2) 応募金額の配点

評価	評価基準	算出方法
A	特に優れている	配点×1.00
B	優れている	配点×0.80
C	標準的である	配点×0.60

※応募金額が現契約額（命名権料）の1.2倍以上の場合は「A」、1.1倍以上の場合は「B」、1.0倍以上の場合は「C」とする。